

第10回 ケミカルリスクフォーラム 質問票

「自動車業界の製品含有化学物質管理」
日本化学工業協会 化学品管理部 高崎 直子様

GADSLについて、以下のような認識でいらっしゃいますでしょうか？

- ・世界中で様々な化学品規制が規程されており、業界を問わず化学物質の含有について規制されている
- ・また、今後規制が見込まれる物質や、化学的に人体・環境悪影響を及ぼしかねない物質もフォローする必要があります。
- ・その中で、自動車業界向けに上記のような要申告物質を抽出したものがGADSLである
- ・ただし、現状ではGADSLだけを順守していれば自動車業界の化学品規制を網羅できるようにはなっていない

1

GADSLについて御確認ありがとうございます。背景、状況とも御理解の通りです。

- ・化学物質は国内外で規制されており、規制の内容は各国／地域により異なります。まずは製品中の含有化学物質を把握し、販売先での規制の有無を確認する必要があります。
- ・今後規制が見込まれる物質や、健康／環境有害性が高い物質については、今後の規制動向を注視する必要があります。POPsのように日本が批准している条約では、特に国内でも規制対象になる場合がありますので要注意です。
- ・自動車業界向けの要申告物質を抽出したリストがGADSLです。
- ・GADSLは物質の母集団が自動車に残留する化学物質に限定されているため、規制物質のすべてを網羅するリストではなく、また従来より欧米の規制を中心に要申告物質を抽出したものであるため、国内規制対象物質は、化審法第1種特定管理物質等のごく一部しか収載されておらず、中国やアジア地域の規制物質は網羅されていません。

GADSLは各国の法律を包括していると認識しているのですが、GADSLリスト記載の化学物質を確認しておけば車載向け製品を提供する化学メーカーとしての対応として十分なのでしょうか？

2

- ・GADSLは自動車業界向けの要報告含有化学物質リストですが、国内の規制対象物質を網羅しているリストではありませんので、国内の工業用化学品を規制する化審法、化管法、安衛法、毒劇法等については、別途含有化学物質の各法規への該否を別途確認の上、各法の規制に従って適正に管理する必要があります。化学品を提供する際には、GADSLに基づく含有物質の報告の他、国内法の規定により、SDSの提供やGHSラベルの表示が義務とされている場合もありますので、対応もれの無いよう事前の確認が必要です。

化学業界が順守すべき情報伝達の仕組みを確認させてください。
化学メーカーが順守すべき仕組みはIMDSではなく、ChemSHERPAであるという認識で合っていますでしょうか？

3

IMDSとchemSHERPAは、共に情報伝達スキームであり、川上事業者は、川下事業者からこれらのスキームでの情報要望を受けた場合に、各仕組にのっとって含有化学物質の情報提供をするものです。しかしながら、IMDSのシステムには、ほとんどの化学メーカーはアクセスできません。自動車業界に關係する製品の実務としては、化学業界では、川下事業者からIMDSでの情報提供要望ではなく、GADSLリスト収載物質の製品含有有無に関する照会を受けて、質問に回答する形式で情報提供するケースが多いようです。なお、chemSHERPAは対象物質にGADSL収載物質も含んでいるのですが、現時点では自動車業界では、chemSHERPAはあまり活用されていないのが実情です。